

情報・システム研究機構新年俸制適用職員の退職手当の特例に関する規程

〔令和 3年11月25日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構職員就業規則第52条第2項の規定に基づき、年俸制給与の適用を受ける研究教育職員（情報・システム研究機構年俸制適用職員給与規程の適用を受ける者を除く。以下「新年俸制適用職員」という。）の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲等)

第2条 退職手当は、情報・システム研究機構職員退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）を準用し、新年俸制適用職員が退職し、又は解雇された場合に、当該職員（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、退職手当規程上の勤続期間を有しない場合には退職手当は支給しない。

(退職手当の算定方法)

第3条 新年俸制適用職員の退職手当の額は、実際に退職し、又は解雇された日における退職手当規程を準用し、情報・システム研究機構職員給与規程に規定する教育職基本給表の適用を受ける研究教育職員の例に準じて算出した額とする。

2 前項の準用において、退職の日におけるその者の基本給は、算定の過程において、新年俸制適用職員の期間については、情報・システム研究機構新年俸制適用職員給与規程に規定する業績評価等に基づいて決定された職務の級及び号を基礎として、算出するものとする。

(勤続期間の計算の特例)

第4条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。ただし、文部科学省から年俸制導入促進費が措置された期間（以下「年俸制導入促進費措置期間」という。）については、在職期間から除算するものとし、退職手当の基本額の算定の基礎となる勤続期間及び退職手当の調整額の算定の基礎となる基礎在職期間のいずれにも含めないものとする。

2 前項に規定する年俸制導入促進費措置期間には、退職手当規程第11条又は第12条の規定により在職期間が通算されることとなる機関における年俸制導入促進費措置期間を含むものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、新年俸制職員の退職手当に関し必要な事項は、退職手当規程を準用するほか、国家公務員退職手当法の適用を受ける国家公務員の例その他文部科学省の通知等に準ずるものとする。

附 則 (令和3年11月25日制定)

この規程は、令和4年1月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。